

平成 25 年 6 月 25 日

## 労災レセ電対応に関するパッチ提供分

### 1. 労災・自賠責レセプトの療養期間の記載修正（外来）

（平成 25 年 7 月診療分以降で、休業証明（101800470）のみ請求を行う場合）

システム管理 4001 の「休業証明請求時」の設定が“1 証明期間”で設定してある場合でも  
“2 最終日～最終日（発行日～発行日）”で療養期間の記載がされていたので修正しました。

### 2. 労災レセプトの症状詳記の表題記載対応

（平成 25 年 7 月診療分以降の労災レセプト（短期・傷病・アフター・公務災害）全てが対象）

平成 25 年 5 月 27 日パッチ提供時に、(C50) コメント入力画面で入力したコメント  
（区分：01～99）を摘要欄に記載するよう対応しましたが、追加対応として、区分：01  
～52 について、入力したコメントの先頭に症状詳記の表題を記載するよう対応しました。  
（現状は、区分：51、52 のみ症状詳記の表題を記載している）  
（平成 25 年 6 月診療分レセプトまでは変更なし）

（例）区分 01 の場合

【主たる疾患の診断根拠となる臨床症状】

入力したコメント

### 3. 労災・自賠責レセプトの救急医療管理加算の算定日自動記載修正

（平成 25 年 7 月診療分以降）

- ・ 101800880 救急医療管理加算（入院）
- ・ 101800890 救急医療管理加算（入院外）

上記の診療行為入力を行った場合、レセプトに救急医療管理加算の算定日が自動記載されてな  
かったので、自動記載されるよう修正しました、

#### 4. 労災・自賠責の看護料割増加算対応（入院）

（平成25年7月診療分以降）

看護料割増加算に関する負担金計算・レセプト記載対応を行いました。

- ・ 101800990 看護料割増加算（47%+10%）
- ・ 101800550 看護料割増加算（47%）
- ・ 101800560 看護料割増加算（10%）

（計算例）

800

101800570 特別労災付添看護料（看護師）（1人付・1級地から5級地）

101800990 看護料割増加算（47%+10%）

11540円×0.57=6577.8円（1円未満切捨て）6577円

11540円+6577円=18117円 となる。

（剤点数は1812点とする）

#### 5. 「101400030 初診時ブラッシング料」の算定可能な診療区分修正

（平成25年7月診療分以降）

これまでは、処置・手術のどちらでも算定可能としていましたが、初診時ブラッシング料（手術）の追加に伴い、平成25年7月1日診療分以降は、処置でのみ算定可能としました。

#### 6. 診療行為入力した診療区分「40」の剤チェック修正

（平成25年7月診療分以降）

労災（短期・傷病）を対象とし、同一剤の中に複数の手技料と時間外加算の入力がある場合は、「処置に通則加算があります。手技毎に剤分離するか、労災の合成コードで算定して下さい」のエラーメッセージを表示していましたが、このエラーは表示しないよう修正しました。（紙レセプトの場合、現状の入力で問題がないため）

## 7. 労災コードの検索対応

労災コードの検索は、「(K02) 診療行為入力ー診療行為入力」画面で「//」を入力後、「(K98) 診療行為一覧選択サブ」画面の「ユーザー登録」から「5：労災」を選択する事で可能となりますが、「(K02) 診療行為入力ー診療行為入力」画面で「//R」または、「//r」を入力する事により上記同様の検索が可能となるよう対応しました。

又、平成25年7月診療分以降においては、「ユーザー登録」から「7：労災（合）」を選択する事で合成コード（処置）のみの検索が可能となりますが、「//RG」または、「//rg」を入力する事により上記同様の検索が可能となるよう対応しました。

- ・「21 診療行為」画面ーセット登録（「(K05) 診療行為入力ー行為セット入力」画面）
- ・「24 会計照会」画面ー剤変更（「(J04) 会計照会ー剤内容変更」画面）

についても同様です。

併せて、「5：労災」を選択した場合に、公害固有のコード（名称の先頭に【公害】を表示）も一覧表示されていたので、公害固有のコードは一覧表示されないよう修正しました。